

中國第一歷史檔案館編

乾隆帝起居注
(三〇)

廣西師範大學出版社

中國第一歷史檔案館編

乾隆帝起居注

(三〇)

廣西師範大學出版社
· 桂林 ·



第三〇冊 目錄

乾隆四十五年（公元一七八〇年）

正月

初一日		(一)
初二日		(四)
初三日		(四)
初四日		(五)
初五日		(六)
初六日		(六)
初七日		(六)
初八日		(七)
初九日		(八)
初十日		(一〇)
十一日		(一二)
十二日		(一三)
十三日		(一三)
十四日		(一四)
十五日		(一四)
十六日		(一五)
十七日		(一五)
十八日		(一五)

三月

初一日		(二二)
初二日		(二二)
初三日		(二三)
初四日		(二四)
初五日		(二五)
初六日		(二七)
十九日		(一六)
二十日		(一六)
二十一日		(一七)
二十二日		(一七)
二十三日		(一七)
二十四日		(一七)
二十五日		(一八)
二十六日		(一八)
二十七日		(一八)
二十八日		(一九)
二十九日		(一九)
三十日		(二〇)

初七日		(二八)
初八日		(二八)
初九日		(三一)
初十日		(三一)
十一日		(三二)
十二日		(三三)
十三日		(三四)
十四日		(三五)
十五日		(三六)
十六日		(三九)
十七日		(四〇)
十八日		(四一)
十九日		(四四)
二十日		(四七)
二十一日		(四八)
二十二日		(四九)
二十三日		(四九)
二十四日		(五〇)
二十五日		(五〇)
二十六日		(五一)
二十七日		(五二)
二十八日		(五三)
二十九日		(五五)

四月

初一日		(五六)
初二日		(五七)
初三日		(五七)
初四日		(五七)
初五日		(五八)
初六日		(五九)
初七日		(五九)
初八日		(六一)
初九日		(六一)
初十日		(六二)
十一日		(六三)
十二日		(六四)
十三日		(六四)
十四日		(六六)
十五日		(六七)
十六日		(六八)
十七日		(六九)
十八日		(七〇)
十九日		(七一)
二十日		(七三)
二十一日		(七四)

五月

初一日		(八三)
初二日		(八三)
初三日		(八五)
初四日		(八五)
初五日		(八六)
初六日		(八八)
初七日		(八八)
初八日		(九〇)
初九日		(九一)
初十日		(九三)
十一日		(九六)
十二日		(九七)
二十三日		(七四)
二十四日		(七四)
二十五日		(七五)
二十六日		(七六)
二十七日		(七八)
二十八日		(七八)
二十九日		(八〇)
三十日		(八二)

六月

初一日		(一一九)
初二日		(一二一)
初三日		(一二一)
初四日		(一二一)
二十九日		(一一八)
二十八日		(一一七)
二十七日		(一一七)
二十六日		(一一六)
二十五日		(一一六)
二十四日		(一一六)
二十三日		(一一六)
二十二日		(一一五)
二十一日		(一一五)
二十日		(一一三)
十九日		(一一二)
十八日		(一一〇)
十七日		(一〇八)
十六日		(一〇七)
十五日		(一〇五)
十四日		(一〇三)
十三日		(一〇〇)

初五日		(一二三)
初六日		(一二四)
初七日		(一二四)
初八日		(一二七)
初九日		(一二八)
初十日		(一二九)
十一日		(一二九)
十二日		(一三二)
十三日		(一三二)
十四日		(一三三)
十五日		(一三四)
十六日		(一三五)
十七日		(一三五)
十八日		(一三六)
十九日		(一三六)
二十日		(一三九)
二十一日		(一三九)
二十二日		(一四〇)
二十三日		(一四二)
二十四日		(一四三)
二十五日		(一四三)
二十六日		(一四四)
二十七日		(一四五)
二十八日		(一四六)

二十九日		(一四六)
七月		
初一日		(一四八)
初二日		(一四八)
初三日		(一五一)
初四日		(一五一)
初五日		(一五一)
初六日		(一五三)
初七日		(一五四)
初八日		(一五五)
初九日		(一五七)
初十日		(一六〇)
十一日		(一六〇)
十二日		(一六二)
十三日		(一六二)
十四日		(一六三)
十五日		(一六四)
十六日		(一六五)
十七日		(一六五)
十八日		(一六六)
十九日		(一六六)
二十日		(一六六)

八月

初一日		(一七八)	二十一日		(一六七)
初二日		(一七八)	二十二日		(一六八)
初三日		(一八一)	二十三日		(一六八)
初四日		(一八二)	二十四日		(一六八)
初五日		(一八二)	二十五日		(一七一)
初六日		(一八四)	二十六日		(一七一)
初七日		(一八五)	二十七日		(一七三)
初八日		(一八五)	二十八日		(一七四)
初九日		(一八六)	二十九日		(一七四)
初十日		(一八八)	三十日		(一七六)
十一日		(一八八)			

九月

初一日		(二〇五)	十二日		(一九二)
初二日		(二〇五)	十三日		(一九三)
初三日		(二〇六)	十四日		(一九三)
			十五日		(一九五)
			十六日		(一九六)
			十七日		(一九七)
			十八日		(一九八)
			十九日		(一九八)
			二十日		(一九八)
			二十一日		(一九九)
			二十二日		(一九九)
			二十三日		(一九九)
			二十四日		(二〇一)
			二十五日		(二〇一)
			二十六日		(二〇二)
			二十七日		(二〇三)
			二十八日		(二〇三)
			二十九日		(二〇四)

初四日		(二〇六)
初五日		(二一〇)
初六日		(二一〇)
初七日		(二一一)
初八日		(二一二)
初九日		(二一三)
初十日		(二一四)
十一日		(二一四)
十二日		(二一五)
十三日		(二一六)
十四日		(二一七)
十五日		(二一七)
十六日		(二一八)
十七日		(二一八)
十八日		(二二〇)
十九日		(二二二)
二十日		(二二二)
二十一日		(二二三)
二十二日		(二二五)
二十三日		(二二六)
二十四日		(二二八)
二十五日		(二三〇)
二十六日		(二三一)
二十七日		(二三三)

二十八日		(二三四)
二十九日		(二三七)
三十日		(二三九)
十月		
初一日		(二四一)
初二日		(二四一)
初三日		(二四三)
初四日		(二四五)
初五日		(二四七)
初六日		(二四七)
初七日		(二四八)
初八日		(二五〇)
初九日		(二五一)
初十日		(二五二)
十一日		(二五二)
十二日		(二五四)
十三日		(二五四)
十四日		(二五五)
十五日		(二五五)
十六日		(二五八)
十七日		(二五八)
十八日		(二五八)

十九日		(二五九)
二十日		(二六〇)
二十一日		(二六〇)
二十二日		(二六一)
二十三日		(二六二)
二十四日		(二六五)
二十五日		(二六八)
二十六日		(二六八)
二十七日		(二六九)
二十八日		(二六九)
二十九日		(二七〇)

十一月

初一日		(二七一)
初二日		(二七一)
初三日		(二七二)
初四日		(二七三)
初五日		(二七四)
初六日		(二七四)
初七日		(二七六)
初八日		(二七七)
初九日		(二八〇)
初十日		(二八一)

十一日		(二八二)
十二日		(二八三)
十三日		(二八四)
十四日		(二八五)
十五日		(二八七)
十六日		(二八九)
十七日		(二八九)
十八日		(二九三)
十九日		(二九五)
二十日		(二九五)
二十一日		(二九六)
二十二日		(二九八)
二十三日		(二九八)
二十四日		(二九九)
二十五日		(三〇〇)
二十六日		(三〇〇)
二十七日		(三〇二)
二十八日		(三〇三)
二十九日		(三〇五)
三十日		(三〇七)

十二月

初一日		(三〇九)
-----	-------	-------

初二日		(三〇九)
初三日		(三一〇)
初四日		(三一二)
初五日		(三二三)
初六日		(三二四)
初七日		(三一九)
初八日		(三一九)
初九日		(三二三)
初十日		(三三五)
十一日		(三三八)
十二日		(三三九)
十三日		(三四〇)
十四日		(三四三)
十五日		(三四五)
十六日		(三四七)
十七日		(三五〇)
十八日		(三五三)
十九日		(三五五)
二十日		(三五八)
二十一日		(三五八)
二十二日		(三五八)
二十三日		(三五八)
二十四日		(三六〇)

二十五日		(三六〇)
二十六日		(三六二)
二十七日		(三六二)
二十八日		(三六二)
二十九日		(三六二)

乾隆四十五年歲次庚子

辰寅刻

上以元旦令節詣

奉先殿

堂子行禮卯刻

上御中和殿陞座內大臣侍衛暨內閣翰林院詹

事府禮部樂部都察院等衙門官員行慶賀

禮畢

御太和殿陞座諸王貝勒貝子文武大臣官員及

來朝外藩蒙古哈薩克回部王貝勒貝子公

台吉等朝鮮諸國陪臣進表行慶賀禮畢

頒詔天下

詔曰朕統御寰區勤求郅治歲時育物畏懼滋深

仰賴

上蒼眷佑

列聖貽庥海宇敕寧典圖式廓孜孜夙夜于今四十

五年春秋正屆七旬緬惟

皇祖聖祖仁皇帝法

天行健久道化成我

皇考世宗憲皇帝丕繼

鴻謨厚澤深仁淪肌浹髓朕祇遵寅度不敢暇逸以

承

前烈惟冀實心實政永底昇平至如臣工慶賀繁文

槩所弗取第念中外臣民企慕瞻依彌形篤摯

已于乾隆四十三年降旨普免天下錢糧並特

開鄉會試恩科以宏樂利之庥以廣作人之化

今茲履端協慶率土咸熙允宜爾恆輿情溥施

大澤我

皇祖六旬萬壽曾特頒

恩詔遐邇均霑朕惟以

皇祖之心為心覃敷闡渥嘉與天下臣民共躋仁壽

用稱朕敬

天法

祖加惠黎元之至意所有應行事宜開列于後

一五嶽四瀆等祀應遣官致祭著察例舉行

一歷代帝王陵寢先師孔子闕里應遣官致祭

著察例舉行

一自王以下宗室覺羅十五歲以上者俱加恩

賜

一滿漢大臣年六十以上者俱加恩賜

一內外滿漢文武各官俱加一級

一內外大小各官除各以現在品級已得封贈

外凡陞級及改任者俱照新銜封贈

一凡試職各員俱准實授

一國子監貢監生及各官學教習免坐監期一月

一各省儒學以正貢作恩貢以次貢作歲貢

一滿漢孝子順孫義夫節婦該管官細加諮訪確具事實奏交禮部核實旌表

一滿洲兵丁原係披甲効力行間因病年老閒住者著加恩賜

一八旗滿洲蒙古漢軍兵丁及內扎薩克喀爾喀等蒙古年七十八十九十以上者分別賞賚至百歲者題明旌表

一軍民年七十以上者許一丁侍養免其雜派差役八十以上給與絹一疋

十斤九十以上者倍之至百減者題明旗未
一凡嶽鎮海濱廟宇有傾頽者該地巡官估計
工料具奏修葺以昭誠敬

一各省道路橋梁間有損壞者地方官查明修理以利行旅

一直省有坍沒田地其虛糧仍相沿追納者該地方官查明咨部奏請豁免

一從前各省偏災地方所有借給貧民籽種口

糧牛具等項查係實在力不能完者著予豁免

一各處養濟院所有鰥寡孤獨及殘疾無告之

人有司留心以時贍養毋致失所

一內外官員有因公誣誤降革留任者該部查

明奏請開復

一各直省軍流以下人犯俱著減等發落

於戲惠此萬方俾緝熙于純嘏斂時五福用敷
錫厥庶民布告天下咸使聞知是日辰刻

上詣

大高玄殿

壽皇殿行禮

詣弘仁寺拈香

駕回宮已刻

御太和殿

賜王公文武大臣官員及外藩王公等宴未刻

御乾清宮

賜親王

皇子

皇孫等宴

是日



起居注官夢吉觀文彭紹

初二日辛巳內閣奉

諭旨上年豫省儀封考城一帶因漫工堵築未竟
瀕水田禾被災較重節經降旨蠲賦截漕以資
接濟又前後撥運兩淮鹽課及戶部課銀五百
六十萬兩交該撫飭屬辦理工賑第念今春正
賑已畢青黃不接之時若按例停賑貧民餬口

未免拮据著再加恩將被災較重之儀封杞縣
商邱寧陵永城鹿邑睢州考城柘城汲縣淇縣
濬縣延津等十三州縣十分災之極貧加賑兩
個月十分災之次貧與九分災之極次貧民加
賑一個月其被災八分以下各州縣極次貧民
有需借給口糧籽種者並著該撫查明分別妥
協辦理務俾均霑愷澤用溥春祺該部即遵諭

行又奉

諭旨上年因豫省堵築漫工曾降旨將應徵地丁
錢糧緩至秋後開徵第念該省自儀考數州縣
被水成災外其餘各屬雖獲有收而元氣初復
戶少蓋藏若將地丁及舊欠並徵民力不無拮
据著再加恩將該省四十四年分應徵地丁錢
糧除被災各屬蠲免外其餘俱自四十五年為

始分作三年帶徵歸款用昭體恤窮黎至意該
部即遵諭行

是日

起居注官國柱芮永肩

初三日壬午

上詣

雍和宮拈香是日內閣奉

諭旨鑲白旗護軍統領員缺著

是日

起居注官德昌吳省欽

初四日癸未內閣奉

諭旨上年江蘇阜寧清河等處因夏雨稍多洪水漲兼之上游沂蒙諸水下注致成一隅偏災節經降旨令該撫實力查勘蠲賑兼施災黎自

可不致失所第念東作將興當青黃不接之時正賑將停災民口食維艱著再加恩將災重之阜寧清河桃源安東鹽城宿遷海州沐陽大河等九州縣衛七分災以上極次貧民俱加賑一個月其無庸加賑之五六分災貧民有應行酌借口糧籽種之處並著該撫察看情形分別妥協辦理俾災黎均霑實惠該部即遵諭行又奉

諭旨上年安徽亳州鳳陽等處因上游黃水漲溢

尚未斷流以致復有偏災節經降旨令該撫加意撫綏照例給賑以示優恤第念今春正賑已畢青黃不接時民食不無拮据著再加恩將災重之亳州蒙城鳳陽懷遠靈璧宿州泗州盱眙五河九州縣及鳳陽長淮泗州等三衛成災八九十分之極次貧民概行加賑一個月其成災

七分以下及勘不成災各地方並著該撫察看情形如有應借給籽種口糧之處即行分別妥辦務使窮簷均霑渥澤該部遵諭即行又奉

諭旨上年甘肅皋蘭等廳州縣夏禾間被偏災業經降旨分別賑恤小民自不致失所第念青黃不接之時正賑已畢窮黎未



涇州等九州縣災重貧民加賑
災較輕地方並著查明酌備
濟該部遵諭即行又奉

諭旨據李湖奏零陵縣學附生王繼梁年九十歲
常德府學附生文人年八十五歲衡山縣學附
生朱瑞年八十二歲安鄉縣學附生熊世焮年
八十二歲衡陽縣學附生王寅年八十一歲黔

陽縣學附生邱哲年八十一歲三場完卷未經
中式等語王繼梁文人朱瑞熊世焮王寅邱哲
俱著加恩賞給舉人准其一體會試用昭嘉惠
耆年數錫春祺至意又奉

諭旨徐天柱上年考差因詩文平常未經錄取此
次發和雪詩又復失黏不必在上書房行走

是日

起居注官富炎泰陸錫熊

初五日甲申

是日

起居注官成策朱珪

初六日乙酉

上御紫光閣

賜蒙古王公貝勒額駙台吉及回部郡王霍集斯

等並年班庫車阿奇木伯克二等台吉鄂斯
滿等十二人又瓦寺土司桑朗榮宗及各土
司土舍頭目等九人宴

是日

起居注官鄒奕孝白麟

初七日丙戌

上詣



奉先殿

壽皇殿行禮是日內閣奉

諭旨據國泰等奏山東鹽運使羅暹春才具平庸

精力日衰于一切事務毫無振作請旨勒令休

致等語羅暹春著以原品休致所有山東鹽運

使員缺著錦格補授

是日

起居注官夢吉陸費墀

初八日丁亥

上詣

大高玄殿行禮

詣弘仁寺仁壽寺拈香是日內閣奉

諭旨錦格已授山東鹽運使所遺陝西漢興道員

缺著吳之黼調補其山西河東道員缺即著繆

其吉補授又吏部奏例冊應行增改九條一各

省試用從九品不准咨補吏目一直隸州知

州在外題補之缺准以現任通判曾任知縣

之員保題陞用一辦差官員若于既奉

恩旨後完納罰俸仍不准與無處分者一體加級

一坐補原缺各員人文到部後遇原缺出即

未滿五十五日限亦准坐補一議敘即用內

閣中書應與正班人員分缺間用一考試繕

譯生童應歸禮部辦理一州縣官失察解役

受賄縱脫斬絞重犯應于僉差不慎降一級

外再降一級調用如係軍流人犯于罰俸一

年外議以降一級留任一失察私鹽于限內

拏獲拒捕人犯過半者

例酌改降一級留任一